

○農林水産省令第八号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規  
則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年三月一日

農林水産大臣 林 芳正  
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。  
第六条第二項中「及び佐賀空港」を「、佐賀空  
港及び新石垣空港」に改める。

附 則  
この省令は、平成二十五年三月七日から施行す  
る。